

佐労発雇均 1101 第 1 号  
産人 第 1 3 1 6 号  
平成 29 年 11 月 1 日

各 位

佐 賀 労 働 局 長



佐賀県産業労働部長



年末年始における年次有給休暇の取得促進に係るポスターの掲示等について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

年次有給休暇の取得率は平成 27 年で 48.7% (全国) となっており、経年的にみても 5 割を下回る水準で推移し、また、平成 28 年の週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合は 7.7% (全国) と依然として 1 割弱となっており、仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の実現のためには、より一層積極的な施策の展開が求められています。

年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定) において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、また、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) や「未来投資戦略 2017—Society5.0 の実現に向けた改革—」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) において、「来年度から地域ごとに『キッズウィーク』を新たに設定し、分散化された学校休業日に合わせた有給休暇取得の促進を図る」ことが掲げられ、年次有給休暇の取得促進を一層促進する取組が求められているところです。

このため、厚生労働省では、時季を捉え年次有給休暇を取得しやすい環境整備を促進することとしており、本年の夏季及び年次有給休暇取得促進期間 (10 月) の取組に続き、年次有給休暇を取得しやすい年末年始における連続休暇の取得に向けた社会的気運の醸成を図るとともに、来年 (来年度) の年次有給休暇の計画的付与などの促進を図るため、ポスター、リーフレット等を活用した広報により労使に対する働きかけを行うこととしております。

また、佐賀県においても、仕事と家庭の両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスアドバイザーを事業所に派遣し、年次有給休暇の取得などの呼びかけや子育てしやすい職場環境の整備への取組などを推奨するため、社会保険労務士を事業所に派遣する取り組みを行っております。

この趣旨を御理解の上、ポスターを掲示していただくとともに、広報誌やホームページなどにより周知していただきますようお願いいたします。